

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《西淀川区》

■日 時：平成29年1月26日(木) 18:29～20:37

■場 所：西淀川区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

塩屋西淀川区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明の方がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向の方より説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向です。きょうはよろしくお願いいたします。

きょうはですね、夜間の開催ということで皆様お忙しい中、この総合区と特別区に関する意見募集・説明会ということを開催させていただいたところ、このようにご参加いただきまして本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長からスライドを用いてこの説明会を行うに至った背景でありますとか、今の大都市制度改革の必要性といったことについて説明がございます。私からは簡単に説明会の趣旨だけ説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市ではこの大阪を副首都にしていこうということの副首都実現に向けた取り組みを進めようとしております。この副首都をつくっていきます場合に、行政機構は一体どういう形のものが一番市民の皆さんにとってよいのか、あるいはこの大阪の発展にとってよいのかということを検討してまいりますために、今年の4月に大阪府と大阪市の共同の組織としてこの副首都推進局が設置されました。そこでこの大都市制度についてもあわせて検討されているところでございます。この制度検討の中で総合区制度と特別区制度、この両方の制度をつくっていく上で市民の皆様から直接ご意見、ご質問等をいただきながら制度づくりに反映していきたいということで、この説明会を開催させていただくことといたしました。

きょうの説明会はこれは大阪市が行政として開催してるものでございますので、今の段階で総合区と特別区2つの制度の優劣をつけるとか、あるいはどちらかの制度を選択して

くださいと直ちにお願いするものではなく、また行政が説明する場ということですね、その趣旨にふさわしくない例えば政治的な発言といったことや、またこの大都市制度と関係ないご質問、ご意見といったことについては基本的にお控えいただくようお願いしたいというふうに思っております。

制度説明ということでなかなか難しい言葉が入っておりますが、できるだけわかりやすく進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

続きまして、塩屋西淀川区長よりご挨拶の方を申し上げます。

(塩屋西淀川区長)

皆様、改めましてこんばんは。西淀川区長の塩屋でございます。

きょうは大変夜分ですね、お寒い中お越しいただきまして、また月末に近い日程の中ですね、お運びいただきまして、この新たな大都市制度に関する意見募集・説明会にですねお越しいただきまして本当にありがとうございます。また、平素からですね西淀川区役所のさまざまな取り組みにつきましてさまざまところでご支援いただいておりますこと、この場をおかりしましてですね、高い席ではございますけれども、厚く御礼申し上げます。

本日のテーマでございます総合区制度、特別区制度でございますが、今後のですね、区のあり方に関する大変重要なテーマでございます。今現在、区民の皆様により身近なところにいる区長にですね権限をいただきましてさまざまな施策を立案し、よりよい住民サービスを提供しようといういわゆるニア・イズ・ベターという考え方のもとですね、さまざまな取り組み、事業を行わせていただいております。今、大阪市が抱える課題を解決しつつ、どうすれば区民の皆様によりご満足いただけるサービスが提供できるのか、皆様のご意見をお聞きしながらですね、私自身もきょうは勉強させていただきたいと、こう思っております。

私はですね、私ごとでございますけれども、昨年4月に区長に就任させていただきました。その後、区政会議でありますとか、あるいは各地域をですね訪問させていただいた場での意見交換ですとかタウンミーティングですとか、あるいはさまざまな行事や会合の場におきましてですね区民の皆様方からさまざまなご意見やご提言をいただいております。それを現在区政に反映させるように努めていっているところでございます。

例えば、防災の取り組みでございます。皆様ご高承のとおりですね、西淀川区は三方を海と川に囲まれておましてですね、もとより区民の皆様方の防災に対する意識も大変高い地域ではございますけれども、そういった自然災害への備えについてはですね、やはり区にとりましても最重要課題の1つでございます。区役所としましてもですね平素から大阪市の危機管理室でありますとか、あるいは大阪府の各関係部局、また西淀川消防署、西淀川警察署等のですね関係機関とですね常日ごろから連携を密にさせていただきまして、例えば津波避難ビルの確保でありますとか、あるいは備蓄品の整備とか、そういった取り組みを行っているところでございます。この週末、29日の日曜日はですね南海トラフ巨大地震を想定した、昨年に引き続いて区内の全14地域一斉での訓練を実施いたします。ことは特にですね区内各地域の防災リーダーの皆さん、また自主防災組織の皆さんが非常に

大変熱心にご準備いただきましてですね、西淀川区全地域一斉でのですね住民避難訓練、そして避難所の開設、そして避難所の運営訓練をあわせて行う予定にしております。ぜひですね、多数の区民の皆さんのご参加をですね心からお願いしたいなど、こう思っているところでございます。

また、西淀川区はご承知のとおり、過去、公害というですね大きな課題を乗り越えてきた地域でございます。その1つのシンボルと申しますか大切な財産が38年前にできた大野川緑陰道路でございます、まさに区民の皆さんの宝としてですね大切な憩いの場になっていると思います。この緑陰道路これを守っていただけではなくてですね、さらに一層魅力ある場所にしていこうというために、私どものですね、憩いの花壇を設置させていただいて、たくさんの緑化ボランティアの皆様方のご協力をいただいております。また、昨年12月にはですね、この緑陰道路を舞台にしましてイルミネーションコンテストを開催し、たくさんの皆様に楽しんでいただきました。また、夏休みにはですね小学生たちを対象にしてですね、緑陰道路にたくさん茂っております樹木、この樹木の名前をですね名札にしまして張りつけていく、はるはる探検隊、そういったイベントなども行ってきました。そして、緑陰道路を舞台にしましてですねご高齢の方から子どもたちまでですねさまざまな多くの区民の方に楽しんでいただく、そんなふうな取り組みを行ったところでございます。

また、西淀川区といいましたらですね、ものづくりのまちでございます。住民の方とものづくりの企業の皆さん方の共生を図っていく、そしてまたものづくりのまちという誇りを持っていただくということを目的に、ものづくりまつりをですね毎年開催してきております。昨年は大型4メートルのロボット、あるいは3Dプリンターの体験といったような企画も行い大いに盛り上がりました。また昨年からはですね、ものづくりレンジャーという子どもたちの活動を行っております、任命された子どもたちは6カ月以上にわたってさまざまな取り組みを行い、その発表をものづくりまつりで行ってくださりまして、大変素晴らしいプレゼンテーションでございました。そういったさまざまな取り組みを行っておりますけれども、例えば図書に親しむ環境づくりでありますとか、学校の教育環境の整備でありますとか、そういった未来を担う子どもたちが健やかに育っていく、そういった取り組みは今後とも注力してまいりたいと思っておりますし、また、住みなれたまちでですね安心安全に快適に末長く暮らしていただくと、そういったまちづくりの取り組みといったことにも注力してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日は私もですね皆様のさまざまなご意見をですね拝聴させていただくべくこの場に参加させていただいております。先ほど局長の話にもありましたけれども、説明の中にはもしかしたらやや行政上の用語でですねわかりにくいというようなことがあるかもしれません。ぜひそういった場合はですねご遠慮なくご質問いただいたら結構だと思います。またあわせて皆様にはですね忌憚のない率直なご意見をですねお寄せいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私の方から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿いまして事務局の方よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見、ご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村でございます。

きょうはですね平日の夜の遅い時間に、それからなかなか出にくい時間帯にですねこのようにご参加いただきまして、まずは感謝申し上げます。ありがとうございます。きょうの説明はですね制度の説明ということでちょっとわかりにくいかもしれませんが、できるだけわかりやすく皆さんにご説明したいというふうに思っています。これが政策であればですねわかりやすいんです。個々の政策。津波来たときの対策どうするの、高齢者の皆さんの福祉どうする、待機児童どうしますか、そういった具体的な政策というのは非常にわかりやすいんですけども、制度というのはちょっとわかりにくいかもしれません。でもできるだけわかりやすくご説明したいと思います。この制度というのは僕は非常に重要だと思っていて、要は一つ一つの政策を結局ですねどこがやってるのとなれば、当然いろいろ市長が予算案つくって、そして議会で議論してとやりますけど、実行するのはやっぱり役所組織が実行しています。ですので、役所の組織がどうあるべきなのかというのは一つ一つの政策を実行していく上で非常に重要になってきます。ですのでこれからの大阪というのを考えたときにも、この組織体制、役所組織がどうあるべきなのか、役所の制度というのは物すごく私は大事だと思っています。そういった意味で今24区、総合区、特別区それぞれの制度について皆さんにご説明に上がっています。今回の説明会は政治集会じゃありませんので、ですので特別区を選んでくださいとか総合区を選んでくださいとか、そういうものをお願いするものではありません。行政としての制度の説明、こういうのがあるんだなというのをぜひ皆さんに知っていただきたいと思ったり、今ある大阪の課題を解決するためには何が必要なのかな、今の制度のままでいいのかな、そういったところをですねぜひ少しでも知っていただけたらなというふうに思います。

ちょっと前に戻っていただきまして、一昨年5月17日、住民投票をやりました。これは皆さんも覚えてらっしゃることかと思ったりします。当時、この大阪府を5つの特別区に再編するというものでした。どういうものかと言えば、何でそれするのといえれば、大きくは2つです。1つは住民自治を拡充する。つまり区長を選挙で選んでですね、医療とか教育とか福祉とか住民の皆さんに身近なサービスについては身近な選挙で選ぶ区長で、近いところで決定していけるような仕組みをつくっていきましょうよという1つの目的。そしてもう一つは大阪府と大阪府がいわゆる大阪の全体の成長とか、広域機能と言われますが、それは大阪府も大阪市も二重でやってる。これをもう一本化していこうと。1つの新しい大阪府に一元化させて、そこを強力に推進していく、そんな仕組みに変えていきましょうと

ということで特別区の設置というのが提案されました。結果、反対が70万票、賛成が69万票。1万票の差、0.8ポイントの差でありますけれども、反対が多かったということで否決になりました。ですので今特別区の案はありません。案はないんですが、ただ、大阪の課題というのは解決されてるんですか、まだ解決されてないんじゃないんですかということで、一昨年(2017年)の11月22日の選挙、市長選挙、知事選挙におきまして、これは私からも特別区について新たにバージョンアップの案をつくらせてほしい、住民投票をもう一回やらせてほしいというお訴えをさせていただきました。その後、選挙も終わってですね、今じゃあ新たな制度に向けてしっかりと議論していきましょうよというので着実に進めていってるという現状であります。

じゃ、何が大阪の問題なのというところですが、一つはやはりここにあります東京一極集中がどんどん進んでいってる。その一方で大阪が低迷してる。大阪というのは、やはり東に東京があるのであれば、西の大阪と呼ばれるような、そんな東西二極の一極を担う、まさに副首都と呼ばれるような、そんな大阪を実現していかなくちゃいけないんじゃないんですか、そんな大阪を実現していきましょうということが一つ。そしてもう一つは、人口減少、そして超高齢化社会が進んでます。そしてそれが大阪では顕著である。そんな中で、限られた財源これどうやって最適な住民サービスを実行していく、そんな体制をつくっていくべきなんじゃないんですかという大きな二つの問題意識です、ここにあります。大都市としての再生を図って日本の成長を牽引していく、そんなまちにしていきたい。じゃ、そのために何が必要か。必要な都市機能これを強化していかなくちゃいけませんね。大阪市と大阪府、二重行政をやってますけれども、そういったものも解消して大阪での都市機能を強化するためにはどういった制度がふさわしいんでしょうかという問題意識が一つ。そしてもう一つが、人口減少化していきます。当然大阪の成長をしてですね財源というのは増やしていかないといけません。それは今僕と松井知事で大阪の成長というのはいろんな取り組みをしてます。当たり前のことですけれども。ただ、そんな中でもやはり財源というのは一定限られた財源であると。天からお金は降ってこない。じゃ、その限られた財源をいかに市民の皆さんに適切なサービスに変えていくのか。それは住民の皆さんの身近なところで医療とか教育とか福祉とか、身近なサービスは身近なところで決定し、そして実行できる、そんな仕組みが必要なんじゃないんですかという二つ目の大きな問題意識であります。

人口の大きな動向、減少がどうなってるのかということをお示ししたこれはグラフです。これは1965年から2040年ということでかなり長いスパンで見えます。そしてこれが現在の地点です。これから将来。これを見ますとブルーが東京。東京はこうぐっと上がってきます。減りますけれども、その減りというのはそれほどひどくはない。これが愛知県。これも上がってきてる。大阪というのは高いところで推移してますので、ここで高齢化が進む。そしてぐいっと人口減少のカーブもきついということですね。高齢化、そして人口減少も激しいという傾向にあります。これを市内で見ればよりこれが一層状況が顕著になっていきます。上のブルーが横浜です。同じ政令市の横浜市ですが、ぐっと右肩上がりです。少し減りますけど。名古屋はほぼ横ばいになってる。大阪はここから右肩にぐっと下がってきてます。この高齢化、そして人口減少が今後大きく来ることが見込まれてる中で、限られた財源をいかに皆さんの身近なところで決定していく、そんな仕組み

をつくっていく必要がこれからあるんじゃないかというところですよ。

これは経済の規模です。全国におけるシェア。東京は18%ということで、高いところで推移してます。下が神奈川県と愛知県。これも横に推移してる。しかしながら大阪府はですねここで10%ぐらいになってますけれども、右肩に下がっていったという現状です。これも何十年という長いスパンで見たものです。片や市町村、政令市で見るとこれが如実に出てます。横浜市というのはほぼ横、名古屋市もほぼ横です。しかしながら大阪市というのは右肩下がりにぐっと下がってきてます。長い年月で見たらそういう傾向にあるという、まさにそんな状況にあるというのが今の大阪市の長いスパンでの傾向です。

じゃ、大企業ってどうなってるのということですが、資本金1億円以上の企業が増えてるか減ってるかというグラフです。東京都、神奈川県で見ると増えてる。大阪府、片やマイナス250と大きく減ってってます。こっちが政令市単位で見たものですね。東京23区、増えてます。横浜市も増えてる。名古屋市は少し減ってる。大阪府は極端に減ってる。マイナス230ということですから、大阪府にある大企業が東京に流出するか、あるいは海外に流出するか、消滅するか。大阪府から大企業が減っていったという大きな傾向があります。

大阪の経済の規模どうなってますかということですよ。これはですね事業所の集積、どのぐらい事業所が集積してますかということですよ、このブルーの色が濃ければ濃いほど事業所が集積しているという形になります。これを見ますと、ここが大阪府ですよ。大阪府は当然事業所が集積してますが、これが現在の状況として大阪府にとどまらず外にどんどんどんどん広がってきてる。これは横浜とか名古屋で見られない現象なんですけれども、今や大阪府を越えてですね大阪の事業所というのは外に広がってきてるという傾向にあります。つまりこの大阪という狭いエリアの中で大阪府と大阪府が大阪の全体の成長についてそれぞれが担当してますが、ただ、現実には商業が外に広がってきてる。この中で最適な意思決定が果たしてできる状況にあるんですかという問題意識ですよ。確かにこの大阪というのはかつて大阪府を中心に発展してきました。これは紛れもない事実。大正から昭和の初期からですね大阪府域に人口が集まり、事業所が集まり、大阪府を中心にして大阪は発展してきました。それがですね今や時代の流れとともにどんどんどんどん外に広がっていったという状況にあるわけですよ。ですので、かつての大正であったり昭和の初期、大阪の全体の成長も大阪府だけで決めてればよかったのかもしれませんが、今や全体のことを考えた成長戦略が必要になってくるという状況であります。そして、大阪府、皆さん住んだら大阪って広いよねと思われるかもしれませんが、実際は物すごく狭い都道府県が大阪府ですよ。全国47都道府県ありますが、下から2番目に小さいのが大阪府ですよ。大阪府も、全国に20政令市と言われる大都市がありますが、その中でよっぽど面積大きいのかなと思われるかもしれませんが、大阪府も実は下から4番目に面積としては小さい政令市ですよ。つまり非常に小さい大阪府と大阪府が二重に重なり合い、そして経済規模が外に広がっていったにもかかわらず、広域成長戦略については大阪府と大阪府が今それぞれ二重に担っているというような状況であります。

じゃ、そんないわゆる府と市の二重行政で、かつて府市合わせ（不幸せ）と揶揄されました。これは紛れもない事実。じゃ、それに対して何もしないの、大阪の行政そんな怠慢なんですかと言われれば、そうではありません。前の橋下市長と松井知事のときからで

すが、それ以前はどうしようもなかったですけど、そこからはですねやっぱり大阪市と大阪府共通で成長戦略、大きな経済成長戦略とか共通でやれるものは一緒にやってみようよと。戦略も一緒のものを立てて実行していこう。それが大阪の全体の成長にもつながり、当然ひいては大阪市域内の成長にもつながる。だから全体で大阪府市合わせてやってみようよというのをやっています。それを今私も引き継いで、私と松井知事で進めてるという状況です。大阪の成長戦略、27年改訂とありますが、24年につくってる、大阪の成長戦略。それからグランドデザイン・大阪。大阪のまちづくりですね。大阪市内のまちづくりについてもこれ共通してやっぱりしっかり同じ計画を立てていきましょうよと。観光戦略なんかについてもそうです。かつては大阪府と大阪市が一緒にやるということはなかったですけども、今大阪府と大阪市が共同で大阪観光局というのをつくりまして、その大阪観光局で、これは府市合わせ（不幸せ）とか縄張りとかを抜きにして、大阪はすばらしいところだということを国内にも国外にも向けて共通で発信していっています。外国人の観光客もですね今一番東京よりも大阪のほうが伸び率が大きい。そして先日もニュースありましたけれども、ニューヨークタイムズでもことし行くべき世界の52の場所に大阪が選ばれてるというような状況であります。大阪は今観光都市で非常に世界的にも日本の中で見て非常に伸びてるのが大阪ですが、そういったのも大阪市、大阪府共通で戦略を立ててやってみる。そういったことが効果としてあらわれてきてるということだと思います。

そして、災害対策もそうなんです。津波対策なんかについてもですね、結局これは大阪市と大阪府が別々にやったらだめなんですね。例えばですけど河川についても、ここからは大阪市が管理して、ここは大阪府が管理して、それぞれ管理がばらばらなんです。じゃあでもそれは今の大阪市と大阪府があるから仕方がないとして、でも大きな津波が来たときに、津波は河川を選びませんから。そうであれば、一緒に対策をやっぱり立てていきましょうよと。これを今やっています。こんなのは当たり前なんですけど、かつての府市合わせ（不幸せ）と言われる大阪市と大阪府はやってませんでした。できなかったわけです。それをですね共通してやろうと。例えば西淀について見ればより一層大事なんですけど、やっぱり西淀のエリアは南海トラフが起きたとき津波が押し寄せてくる。実はその津波が押し寄せてくる前にですね、満潮時にも大きな地震が起きて、そして防潮堤について耐震対策をとっていなかったら、津波が来る前に浸水が始まるというエリアがあるんです。そのエリアについては一番危険なところ。しかしながら、これは大阪市と大阪府、これまで放置でした。でもそれはだめだろうというので優先順位をつけて、まず一番最初に一番危険なこの西淀に多くありますけれど、そういった津波が来る前に浸水するところから始めましょうと。じゃ、それは3年以内にやろうということで、これは26年から始めて、26、27、28、これは実際にやりました。そして、今年度で終了の予定でしたけど、12月に前倒しで完了しています。これまでは安心安全のところすら府市別々にやれてきてなかったんですが、これは前の橋下市長、松井知事、そして今の僕と松井知事の間で進めてますが、そこはやりました。それ以外の、じゃ、次5年でやろうとしてるのはですね、大阪市には川に水門というのがある。押し寄せると水門を立てて浸水を防ぐんですけど、その水門の外にある居住エリアが次に優先順位だということで、5年計画でやろうというのをやります。そしてそれ以外のところは10年計画でやろう。それを共通の対策を立てて進めてきた。これも結局府市共通でやらないとできなかったことは今現にやっています。あとは文化

もそうだし都市魅力、こういったことも大阪の全体に関することは府と市別々にやるんじゃないかと一緒にやっていこうよというのを今人的関係に基づいて進めていってます。

例えばもう一つですけど高速道路です。成長するまちというのは環状線というのが非常に発達してます。これは首都圏ですけども、外にありますね、環状線。これは都市政策としては当然なんですけれども、例えば物流で入ってくるのがですね、環状線があればこうやって横に抜けていってできるわけですね。でも、これがなければ全て真ん中に入ってきて通過するというので、大渋滞を引き起こしますし、そこで経済も損失が生じるということになりますので、です。成長するまちというのは環状線というのが非常に成長してます。じゃ、大阪というのは日本で2番目の都市だからよっぽど環状線が、大阪市と大阪府協力してちゃんとやってたんでしょねと言われればそうじゃなくてですね、現に市内の環状線ありますが、その外のやつがなかったわけです。です。皆さんよくラジオとかテレビでよく走っていると阿波座付近に渋滞何キロとかよく出てくると思うんです。常に恒常的な渋滞がありますが、本来大阪市内に入ってこなくていいようなものも全部入ってきてる。約30%ぐらい入ってきてるんですけど、それで経済の大きな損失になってる。こういうのを解消しようというので、外ですね都市再生環状道路という道路の計画があるんですが、ここの淀川左岸線というところがこれまではミッシングリンクと言われてまして、ここが一切着手できなかつたんですね。これは実は大阪市だけでやろうとしてもできません。大阪府だけでもできない。要は北区の豊崎、西淀からぐるっときてますが、から入って行って、そして都島の地下を入れて行って、今度門真に抜けていく。大阪市域から入って大阪市域外に抜けていく。市域と市外をまたぎますので、大阪市長だけでもできない、大阪府知事だけでもできない。これまではこういったことも府市合わせ（不幸せ）という状況ではこの道路について必要性は言われながらも実際には現実には動きませんでした。ただこれは、これはやっぱり環状線というのは絶対要るだろうというので、今私と松井知事でこれはやろうということですね、府と市それぞれ一体になって計画を立て、その計画ができました。そして計画ができて、それぞれの行政の手続きも終え、そうしますと今度国に言って、国もわかりましたとなりましたので、事業化決定。です。この淀川左岸線の延伸部というのは事業着手になりました。ここがつながればですね大きな環状線ができる。大阪の全体の成長を図るという意味で必要な道路ですが、こういったこともですね結局やっぱり市長と知事が同じ方向を向かないとできないのが今の大阪の現状にある。これはあくまで一例なんですけどね。道路という一例ですけど、果たして本当にこれでいいんでしょうか。大正とか昭和初期ならまだしも、これからどんどん大阪が成長していかなきゃいけないときに、この狭いエリアの大阪市と大阪府というのが全体の成長戦略、それぞれ二重にやってですね、同じ方向を向かないとできないような仕組みで本当に果たして大阪の将来の成長にこれから資するんでしょうかという大きな問題意識があります。

もう一つは住民サービス。住民の身近なところで物事を決定していくべきようなこと、それが本当に皆さんの身近なところで決定されてますか。大阪市長は皆さんにとって遠過ぎませんかというようなことです。

これは一例ですけど児童虐待の件数です。700件が10年ぐらいで4,500件ぐらいに増えてる。これも一例なんですけれども、住民の皆さんに身近な行政サービスの需要というのが

非常に高くなってきてます。

これは待機児童です。東京も多いですけど大阪も非常に多い。この待機児童に関していうと、実は大阪市域の中でも多いエリアとそうでないエリアに分けられます。つまり大阪市域の中でも住民サービスって細かく見ていけばその必要な程度というのは全然違う。そうであれば、より一層皆さんの身近なところで決定できる仕組みというのが要るんじゃないでしょうかということです。例えば西区ですけど非常に多い。例えば東住吉とか平野とか西成というのはほとんどない。待機児童の定義自体に僕は問題があると思ってるので、これの数字をそのままそのとおりに言うわけではないですが、傾向として見てください。傾向はこのとおりになってます。西区とか城東とか非常に多いところもあれば、東住吉とか平野とかは非常に少なかったりもするわけです。西淀も比較的少ないエリアというような形になる。そういったものをできるだけ皆さんの身近なところでやっぱり決定していかないといけないんじゃないのと同じことなんです。

大阪市の人口270万人あります。市長が1人。じゃ、この270万人って大体どのぐらいの規模なのといえ、都道府県でいえば京都府とか広島県と同じぐらいです。広島県が280万人、京都府が260万人。ですので京都府や広島県と同じぐらいの人口規模を擁してるのが大阪市ということになります。じゃ、こういった大阪市のよう大都市は住民の皆さんに身近なサービスをする上で果たして適切なサイズになってますか、どうでしょうかというのが国でも議論されてます。これは大阪市が言ってることではありません。大阪府が言ってることでもない。これは国で議論されてることです。どういう傾向にあるか。市役所の組織というのがどうしても大規模化する傾向にありますねと。そしてカバーするサービスの範囲も非常に広がってきてますね。結果、個々の住民と役所が遠くなる傾向にありますね、これをどうにかしないといけないですねというのが今国で答申されている内容があります。大阪市というのはまさにこれが当てはまるだろうというふうに思います。

じゃ、その住民に身近なサービスについて、大都市大阪で何もしてないのといえ、そうじゃありません。これについてはですね、やはり住民の皆さんにできるだけ近い区長に権限と責任、財源を渡していこうというのを今やっています。ですのでよくいろんな会場でも言われるんですけど、今の制度のままでいいんじゃないのというふうに言われる方の意見も多いんですけど、今何もしてないのと言われることに対しては、今の制度でも最大限できることはやっていってる。例えばですけども、区長にそういった権限を渡していく。局が持つ権限をできるだけ渡していこうと。それから区長を局長よりも上位に格付けしていこうというようなこともやっています。区長が総合的な施策を展開していくようにしようと、こんなこともやっています。局とか局長といったら、皆さん市役所にすごく詳しい方がここにいらっしゃるってそんな方ばかりだと思うんですが、そうじゃない方向けにちょっとお話ししますと、要は市役所ってどうなってるかということですね、まず市長がいます。その下に副市長が3人います。その下に局長と言われるのが大体20人から30人ぐらいいます。この局長というのは何かというと、どこにいるかということ大阪市の役所、中之島のどかんとでかい市役所がありますが、あそこにはいます。ATCにも一部部局はあるんですけど、そこに基本的にはいる。20人から30人ぐらいいます。例えば子どものことを考えるんやったら子ども青少年局とか、都市整備局とか、そういった局があるんです。そこで大阪市の施策は全て立案して、実行してるのはまさにそこでやっています。その局長の下に理事とい

うのが大体70人から80人くらいいます。その理事の下に部長というのが200人から300人ぐらいいる。実は皆さん、区長ってかつてどこに位置づけられてたかといえば、どこだと思いますか。部長だったんです。皆さん区長って役所の中で物すごく偉いのかなと思われるかもしれませんが、実は区長というのは部長だった。一部中央区とか北区とか例外あるんですが、基本的には部長扱いだったんです。市長がいて、副市長がいて、局長がいて、理事がいて、部長がいる、ここだったんです。つまり出先機関です、区役所というのは。何か物事を決定するわけでもない。組織は実行する権限もない。これが今の24区の実態です。窓口機能はありますけどね。皆さんが行って窓口ができるように。でも、それじゃだめだろうというので、できるだけ区長に権限を持ってもらおうというので区長を局長よりも上にし、できる限り権限とか責任を持ってもらってやってもらおうということでやっています。その人材についても、今まで人事順送りでやってきましたけれども、それはやめよう。意欲のある、私は区政をこうしたいんだというしっかりとしたビジョンを持った意欲のある人にやってもらおう。つまり内部の職員でも順送りじゃなくて公募という形でやっています。だから内部職員もやる気のある人間が手を挙げてやってる。当然こちらで選びますけどね。内部だけじゃなくて外部の民間の方、民間でいろんな社会経験され、組織をマネジメントされた方、区政をこうしたいという方にも入ってもらえるようにしよう、そしていろんな民間の感覚も入れて住民の皆さんと近いところの政策もできるような、そんなことも含めて外部の人も公募。つまり外部と内部それぞれ公募して、今区長という人材は決めていってるということでもあります。ですので、その中でですねさまざまな区の独自の取り組みを進めてきてます。先ほど区長から説明もありましたけど、こんなことは今までなかったんです。大阪市の行政区の中で初めて防災訓練を全地域同一の日にやる。当たり前だと思いませんか。津波被害というのは日によって変わるわけじゃありませんから。一斉に来ますから。じゃ、一斉に来ることを前提に行政区内で全部の地域で一緒にやりましょうよというのが27年から始まりました。公募区長になって初めてそういうことも始まった。これまでは全部24行政区一色ですから。右に倣へ右です。そうじゃなくて、今区長の独自の取り組みもこうやってされていってるというような状況であります。

これ一例ですけれども、先ほどもちょっと区長から話ありましたが大野川の遊歩道の話、これ西淀川でやっています。一方でほかの区もいろんなことを取り組んで今やっています。例えば西成のプレーパーク事業というのは、西成の子どもたちなかなか遊ぶ場所がないですねと。そうであれば、小学校の廃校を使ってどんな遊びをしてもいいよ、危なくてもいいよ、存分に遊んでくれというようなことを西成区でやったりもしています。それから、旭区だったら例えば高齢者の方が多いから、じゃ、バスをやりましょうかとか、そういったことをですねそれぞれの独自の取り組みというのをやっています。ですので、今の24区の区長でできる限り権限を渡していろんなことをやってもらえるようにしようというのが今の現状です。

これは教育行政でも同じです。教育行政というのは、これまでは教育に関しては教育委員会が全て。ですので学校の中に、例えば市長もそうですけど、なかなか意見を言っても通らない状況でした。でも、これはおかしいだろうというので、今市長は教育委員会と一緒にあって大きな方向性とかを決められるように今変わってきてます。これは大阪が先駆的に条例をつくってやりました。それに合わせて国も法律を変えて、真似事をして、今全

国的にはそういう形になってる。市長だけじゃなくて区長も区の教育行政についてできるだけ身近なところに入って行って意見できるようにしようよというのをやっています。その結果どういうことが起きてるかという、もともと学校というのは教育委員会だけで、校長が全てやるということで、そこ以外が使うということにはなかったんですけど、例えば放課後に民間の塾に入ってきてもらって、そして塾代クーポンというのをも配って、金銭的に、経済的に厳しい子どもたちもそういった学校の放課後、民間の塾を受けて教育を受けるようなことができる、そんなことも区長の取り組みで進んだりしています。そういったなかなか普通の教育委員会だけでは発想すら出てこないようなことも区長の発案でできたりしています。それは僕今全市的に広げていってるんですが、この教育行政の中でも区長の意見というのが大分反映できるような仕組みになってきてます。

そういった意味で、今の制度の中で区長にできるだけ権限、財源を渡してやってもらおうということはこれはやっています。でも、まだまだ足りないんじゃないのという問題意識です。まだまだ財源というのに限られてくる中で、やはり住民の皆さんで物事を決定できる仕組みというのをこれからやっばりもっともっと強化していく必要がありますよねということ。そしてもう一つはやはり大阪の全体の成長について、大阪府と大阪市で二重にやる時代というのは、かつてはよかったですよ。大阪市の中心だけ見ればよかった時代はいいんですけど、いまはそれがどんどん広がってるそんな状況の中で、大阪市域も含めて大阪全体の成長を実現していくために府と市の二重行政とか、いつまでも市長と知事がこうやって横並びで大阪全体の成長についてやるというのは果たしていいんだろうか、それで本当に大阪というのは成長していくんだろうかという、この2つの大きな問題意識の中で制度の改革が必要なんじゃないかということでもあります。

じゃ、その仕組みをどうしていくのかということ、今知事と僕とで副首都推進本部というのを立ち上げてですね、その副首都推進本部の中で行政的な議論を今進めていっています。東西二極の一極を担うような、そういった成長する副首都と言われる大阪、そして住民の皆さんにその果実が回ってきてですね、住民の皆さんの身近なところで充実した住民サービスができるような、そんな副首都大阪をめざしていきませんかということ、今議論しています。

これはその議論の中身のまとめたものですけども、例えばでいうと、ここの首都機能のバックアップですね。副首都大阪って何するのといえ、もし今この瞬間ですね東京で大地震が起き、東京の首都機能が麻痺したときというのは、日本はどうなるんですかと。これに対して今明確な答えはありません。でもこれはやはり大きな首都機能というのが消失したときにバックアップできるような都市というのをしっかり日本の中でもつくらなきゃいけないんじゃないか。そういった都市はじゃあどこがふさわしいのといえ、これは大阪だろうと。大阪がまずは率先して副首都と言われるようなまちづくりというのをしていくべきじゃないのというようなこと。それとか、西日本の首都と書いてますけど、西日本で誰もがこれは大阪が西日本の首都と言われるような経済性を持ってますねと、そういった中枢機能を高めていくような大阪を副首都としてめざしていくべきなんじゃないか。そうであるならば、そのために何が必要かといえ、必要な機能、副首都大阪と言われるような必要な機能、都市のインフラとかですねそういった必要な機能を整える必要がありますねと。それから、大都市制度についても必要な制度を整えていく必要がありますよね

ということであります。

じゃ、そのための制度として何があるのということですが、今の法律であるのはこの制度です。一つは総合区という制度。この総合区という制度は大阪市は存続します。大阪市役所は存続し、その上で総合区長というのが新たに認められましたので、その総合区長にできる限り権限を渡して行って、その総合区長が住民の皆さんの身近なところで実行できるような仕組みをつくっていきましょうよということです。ただ、市全体にかかわることは市長がマネジメントしていきます。じゃ、大阪府と大阪市の二重行政の問題とか広域機能の強化、これはどうするんですか。これについてはこれはもう話し合いです。知事と市長の協議で基本的には解決していこう。今の私と松井知事がやってるような、こんなことをこれからも続けていきましょう、話し合いで物事を解決すべきだというような基本的な価値観に基づくことになります。もう一つ、特別区。これは大阪市役所は廃止です。そして住民の皆さんに身近な行政サービスについては皆さんが選挙で直接区長を選びます。皆さんが当然主権者なので、皆さんが選挙で選んだ区長が予算をつくり、そして区議会で審議していくということです。ですので住民の皆さんの身近なところで物事を決定できる仕組みを制度としてつくっていかうと。そして、二重行政の問題については、これは全部新しい大阪府に一元化して、そこで意思決定していきましょうということです。

これはもう少し具体的にしたわけですがけれども、総合区長というのは誰が選ぶのといえ、市長が選びますが、これは議会の同意を得て選びます。今大阪市もどこの自治体もそうですけど市長がいて、そしてもう一つは議会がいる。二元代表制と言われてますので、市長と議会が両方この人でいこうというような人を総合区長として選び、特別職ですから副市長のような立場になりますけど、強い権限を持って総合区の範囲のことについてしっかりと実行していくということです。その総合区長というのは市長に対して予算についてこういうふうにすべきだよというのを意見を言う権利、そんなこともあります。総合区というのは法律上、地方自治法上の新しい制度ですから、一部の行政区だけに導入することも制度上は可能です。ただ、今回皆さんにご提案するのは幾つかの区を合区したものをご提案してます。これはなぜかという、そもそも総合区を導入する意味というのが、その総合区の中でしっかりと企画立案し、実行できる体制が必要ですから、当然人員も必要になってくる。そうであれば、幾つかの区を合わせて一定の範囲が必要になる。そこに、中之島にいる職員を置く。いわゆる中央集権で集まっているのを分権化のようにそれぞれの区でやってもらう。いわゆる総合区というのは一定の合区というのを前提にしています。特別区については、これは自治体のトップというのは区長です。選挙で選びますから。教育委員会もその特別区ごとにできます。区議会ができ、そして予算についても区長がやるということであります。これは制度として一つの自治体ですから、特別区で完結させるということであります。

るるお話しさせていただきましたが、この後職員から制度については詳しく説明させていただきます。皆さんにぜひお考えいただきたいのは、確かに大阪市中心にこの大阪市場域というのは経済的に発展してきましたけれども、今それが大きく外に広がってきてる中で、果たして今のこの二重の体制のまま進んでいくのが本当にいいんだろうか、そうじゃないんじゃないの、ちゃんと制度として考えなきゃいけないんじゃないのというのが1つの問題意識。そしてもう一つは、住民の皆さんのニーズも多様化して、財源も限られてくる

中で、住民の皆さんの住民サービスの決定権があるエリア、あるいは実行するエリアというのは、今の大阪市長と皆さんの距離よりももっと近いところをつくっていくべきなんじゃないの。これは制度を変えないとできないですから。この2つについては制度を変えないとできない。ですのでやはり私としては、今の大阪がこれからより一層成長していき、そして住民の皆さんの身近なところで物事を決定できる仕組みというのをつくっていく必要が大阪の未来にとってあるんじゃないかというふうに思っています。これは何か特定の業界の補助をつけるとか特定の誰かに渡すという政策じゃありませんから、誰かに一瞬の何かの利益が生じるものではありませんが、大阪のこれからの全体のことというのを考えたら、それが必要なんじゃないんですか、考える時期に来てるんじゃないんですかというのが私の考え方であります。

きょうは本当に皆さんいろんなご意見があると思います。忌憚のないご意見を聞かせていただけたらなというふうに思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレットに沿って説明します。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっており、第1部では大阪における新たな大都市制度について、第2部では今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分強説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

大都市の現状・課題について、先ほどの市長の説明との重複もありますが、大阪市や横浜市などの大都市では、住民意思の的確な反映、住民自治の拡充と、効率的・効果的な行政体制の整備、二重行政の解消、といった課題があると言われていています。詳しく申しますと、一つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。二つ目の二重行政の解消について、大阪の場合でいいますと、政令指定都市の大阪市と都道府県の大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。一つは左側の総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。法律の名前の下に○特別区の設置とありますが、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つ

の自治体として運営されます。

その下の枠に、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、一つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の四角、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため、引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ大阪が抱える課題解決に向けてから5ページについては市長の説明と重なるため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組む必要があることを示しています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけています。

以上が第1部の説明です。

では、続いて第2部、大阪における総合区の概案を説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内、概案の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいと固めた案ではなく、皆さんからご意見をいただくための素材としてまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。総合区制度の概要についてです。丸の一つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目の区の位置づけに示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務ですが、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例、これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となり、これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

続いて、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明します。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠をごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、一つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、二つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方で、その右の課題については、効率性の確保として、一つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区の導入に際しては、一番下の網かけですが、総合区役所の事務の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページ中段の事務レベル案をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案、現行事務+限定事務は、その右、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。B案、一般市並み事務は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案、中核市並み事務の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供する中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の※印のとおり、いずれの案も、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数案です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討してまいります。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担ですが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区、すなわち区役所の仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区設置後も引き続き中之島の本庁などの局が実施する仕事であり、例として表の右側、1つの自治体として実施する仕事、例えば条例や予算の仕事、市域全体の観点から実施すべき仕事、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備、住民サービスの統一性、一体性が求められる仕事、国民健康保険事務などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の仕事レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明します。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在の局の仕事のうち、住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事は引き続き局で実施します。また、総合区へ移す仕事の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す仕事が多くなります。

続いて、15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事の増加や、各区による職員数の増減の試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の※印、一定の仮定のもとでの試算であり、確定した数字ではありません。職員体制について繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区、8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

続いて、16ページをごらんください。ここでは、3つの仕事レベル案ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれ詳しく説明します。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次にその下、総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の事務です。A案の総合区では、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任で行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに示す3つの事例の一部について、前のスクリーンをごらんください。総合区で変わることで、例、道路の日常管理、放置自転車対策です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数には5区か8区であり、おおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印、例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移します。

B案の総合区で期待される効果について、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフローのとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

では、もう一度資料に戻って21ページをお開きください。21ページ、C案の総合区では、区の数には5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印、例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、何度もすみません、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは別組織の区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度もすみません、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項を説明し

ます。まず1つ目は、総合区の名称及び区域区割り、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、区の名称を始め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、※印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、総合区案のとりまとめに向けては、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案というのは、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見などを踏まえ、事務の範囲や区の数を検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例を、その次の25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務分担の詳細を一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページは、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料をつけています。

以上が第2部の説明です。

引き続き、第3部、特別区制度を説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後、皆さんからのご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1)特別区設置法の制定ですが、現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区の設置が可能となりました。

次に、(2)法律上の制度比較ですが、表の左側、大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京都の新宿区や渋谷区などの特別区制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方で、おのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特

別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決める必要があるのかと、特別区設置までの手順を示しています。

まず、1、特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、2、その協議会において、右下の太線内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、3、協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、4、特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、5、総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明します。35ページの参考資料をお開きください。

(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区、5つの特別区を設置するとしていました。それぞれのエリアは、右の欄の特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としていました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務は引き続き現在の区役所などで行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページですが、先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方を示しています。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、その下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本として決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけは、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同様に示しています。

続いて、37ページをお開きください。2特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担、イメージをごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。3番、一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとしていました。

その下、4、職員の移管、特別区の職員体制ですが、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。※印をごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる職員は大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

続いて、39ページをお開きください。5、税源の配分・財政の調整につきましては、一つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法を示していました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪府で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するため活用することを示していました。

続いて、40ページをごらんください。6、大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持つ株式などの財産や市債の返済がどうなるのかを示していました。①財産ですが、一つ目のひし角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また二つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、二つ目のひし角、大阪府で既に発行した大阪市債、いわ

ゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、7、大阪府・特別区協議会については、二つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、その下、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の8は特別区設置全般にかかわる当時の主な質問・意見です。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには参考資料として旧協定書における特別区のイメージを、また、平成27年の住民説明会での全ての質問と意見は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明の方は終了いたしました。これよりお時間の許す限り皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった場合のご意見、ご質問とこちらの方が判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただくこともございますので、ご容赦をお願いいたします。

それでは、まず最初にただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。お座席の方まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問、意見は発言機会1回につき1つといたしまして、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようお願いいたします。司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいは野次など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。そういたしましたら右のブロックの後列のブロックの方の前から2列目ですか。

(市民)

歌島の〇〇と申します。

特別区の場合なんですけれども、大阪市はなくなるということでしたが、そうなる今まで私たちが使ってた政令指定都市における権限とか財源が減るんじゃないかなというふうに思います。その辺をちょっとどのくらい減るのか教えていただきたいのと、それとですね減ることによって、区長さんを自分らで選べるけど、区議さんも自分らで選べるけれ

ども、どんないい人がなってもお金とか権限がなければ今のサービスが後退するんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。教えてください。

(吉村大阪市長)

これは結局どこでやるかということに尽きると思います。すなわちそれぞれ住民の皆さんに身近なところを身近な住民サービスについては特別区でやりましょうよと。その特別区でやる以上はお金がかかりますのでね。結局お金がないとできないですから。じゃ、その事務に合わせてその財源というのは、今大阪市が持ってる財源というのは特別区に割り振っていくという形になります。一方で、例えば大阪の全体の成長について、じゃ、今度新しい大阪府にやってもらいましょうということであれば、そこの分の財源については、やる権限と一緒に財源も新しい大阪府にまとめるという形になります。ですので、このことをすることによってお金が消えてなくなるというものではないです。要は事務が移転するに依じて財源もそこにくっついていくという形になると思います。じゃ、どういうふうに割り振るのというのは、前の案でいうと、いわゆる住民の皆さんに身近な中核市並み、そしてそれプラス例えば児童相談所とか住民サービス、本来住民の近くでやるべきことについては特別区に持っていこうと。ですのでそれに対して財源を割り振る。そして例えば大きな交通インフラとかについては大阪府でやる。大体7対3ぐらいに割合になるかなと。財源の割り振りでいけばですね。そういった配分割合に前の案でいくとなるという形になります。今は案が先ほど言ったようにありませんのでね。ですので、じゃ、それをどこでやっていくのか。まさにそこに尽きるんだろうなというふうに思いますね。例えば政令市として今僕が持ってる権限があります。大阪市としての予算。これは皆さんのお金です。それを、今医療とか教育とか身近なことも全部大阪市でやっていますけれども、それを特別区という皆さんのところに移すのであれば、その分の財源をそちらに移していこうと。そして大阪の市域も含めて全体の成長の部分については、その財源については大阪府でやっていこうと。まさにそういうことなんです。事務の役割分担をし、そしてそれに伴って財源もそれに合わせてやるという形です。だからお金が増えたり減ったりするものではないというふうに思ってもらっていいと思います。

(松井大阪府知事)

今の権限が減る、財源が減るという話なんですけど、今吉村市長言ってましたけど、権限が移るわけです。要は大阪市民の皆さんは大阪府民でもありますから、大きな仕事については大阪府へその仕事の権限が移ると。例えばこの西淀川区、先ほど区長が言われてたけれども、南海トラフ巨大地震に対しての防潮堤の基礎強化、地盤改良、これが今この西淀川区の南海トラフ対策の権限を知事と市長と2人が持ってるわけです。これが2人が持ってるから、意見が合わなければ津波対策ができませんでした。これ事実として僕と橋下市長になる前から危ない危ないと言われてたけど、できなかったんです。意見が合わないから。僕と橋下市長で話し合いをして、両方が権限持ってるものですから話し合いして一緒にやろうよということで話がまとまったから、先ほど吉村市長が言ってましたけれども、今この西淀川区の南海トラフに対しての防潮堤の基礎強化、地盤改良は終わりました。一番危ないところ、ゼロメートル地帯と言われてたので、3年で終了させようという計画を

橋下市長時代に一致して、その計画を実行したわけです。でもこの権限がばらばらでは、大阪府だけがやっても、これは南海トラフの津波対策にはなりません。大阪市側の権限持ってるところから津波が入ってきますから。だからそういう大きな権限は大阪府に移しましょうと。そして、皆さんの身近な医療や福祉、教育、そういうところは身近に皆さんが選んだ区長を公選でつくり、区議会をつかって、そちら側に移していきましょうということなんです。だからお金が減るとか権限が減るとかじゃなくて、権限を分ける、お金もきちっと仕事の役割に応じて分けていくと、こういうことです。

(司会)

それでは次の方、挙手の方をお願いいたします。そしたら真ん中のブロックの前から2列目の方。

(市民)

西淀川区の区政会議の委員をさせてもらってます〇〇と申します。

今市長さんと事務局の説明を聞いてての質問なんですけれどもね。最初に大阪府市の課題として二重行政の解消と住民自治を拡充ということを言われたんですけども、結局は二重行政の解消ということを徹底すれば、今の説明を聞くと特別区しかないということになってくるんですよ。総合区では二重行政は残るわけですから、市長さんと知事さんが相談して進めていくんだということですけど、そうなるんですよ。私はやっぱり住民自治の拡充ということに対してやっぱりもっとやっていくべきではないかなというふうに思うんですけども、そういう点で住民自治を拡充していこうということなぜ今回の案が、合区が、特別区にしても総合区にしても合区が前提になってるのかなというのがちょっとよくわからないですね。財政的なことと言われてましたけれども、やっぱり住民サービスとか住民自治をどう徹底していくかということについて、私は規模は小さいほうがそれは徹底するというふうに思うんです。そういう意味では今のやっぱり例えば西淀川区9万5,000人の人口というのは、僕は適切というか、僕はもっと小さいほうがいいんじゃないかなとも思うんですけども、それぐらいの規模のほうがいいんじゃないかなというふうに思ってるんです。私は地域で管理組合の役員とか町会の役員もさせてもらってるんですけども、またそこでいろんな議論を積み重ねていって、それを行政に反映させていくというのが地方自治の本来の役割じゃないかなと思うんですけども、そういう意味で人件費とかお金の問題あるんですけども、やっぱり本来使うべきところはそういうところじゃないかなと思うんです。

そこで具体的な質問なんですけれども、今区政会議でいろんな議論をさせてもらってるんですけども、これは一定塩屋さんも言われましたようにニア・イズ・ベターということいろんな議論をして、それがやっぱりまだまだ不十分ですけども一定の住民自治につながっていったんじゃないかなと思うんですけども、特に総合区において区政会議ではどういうふうに位置づけにあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

(吉村大阪市長)

これ合区になったときにですね今の地域のコミュニティとか今のこの区政会議とか今の

この西淀の区役所がなくなるとかそういうことはありませんのでね。そこはまず1点ご理解いただきたいところなんです。今西淀の地域コミュニティで区政会議をやっているいろいろな決めてもらってますと。じゃ、その決めたことをどうやって実行していこうかというときに、これは行政区長に権限がないとできないわけですよ。最終的にそこの皆さんの近いところの区長で権限を増やしていこうというのが基本的な発想です。これを総合区長で何で合区するかというと、一定の、今、塩屋区長がやると決めたことに対して、最後承認するのは僕なんです。でもそれが特別区の区長になればもっと身近なところの今の僕と比較してね。私と比較して身近な区長が、特別区長が決定していくことができるようになります。じゃ、今の西淀川区の区域どうなるのという範囲であれば、西淀川区の区域の区役所というのは窓口サービスの支所として残りますから、これ僕ら今地域自治区という仕組みでやろうという話はしてるんですけども、今の西淀川区の地域コミュニティでやるような区政会議のようなものはそれはしっかり残していこうという議論。じゃ、それをどこで最後吸い上げるのといえ、権限あるところにどうやってたどり着くかということ、近いほうがたどり着きやすいですから、だからそこはまず特別区であれば非常に近くなる。そして総合区であっても今の私より近くなるというのが基本的な考え方です。

ちょっと見てもらいたいのが16ページです。これを見てもらったらわかるんですけど、要はA案、B案、C案と行くに従って、これは事務を増やしていく、総合区でできる範囲の仕事をA案、B案、C案に行くほど増えてくるという場合を想定してます。左の軸の5区、8区、11区というのは下に行くに従って区数が増えてくるというものを想定してます。ここにはないんですけども、例えば5区という合区の区数にしてA案ということであれば、今の大阪市役所の人員と比較して140人から80人ぐらい人員が減るという形になります。それから5区にしてC案という権限を多くするという案にすれば、今の大阪市役所の人員と比べて120人から270人ぐらい人が多くなる。これ何で人が多くなるかということ、さっき言ったように大事なのは何で総合区するのといったときに、その総合区で物事を企画立案して実行できる体制が必要です。そのためには人が必要になります。今の区役所にこれがありません。ですので総合区にそれを持たせようという発想です。例えばですけど区数が増えれば増えるほど、これ見てもらったらわかりますけど人が増えてきますね。仮に24区のままこのC案という案にすれば職員の人数が物すごく増えるという形になります。ですので、そもそものここでコストという問題が出てきます。そう考えていくと、一定の合区をする、そして今の大阪市の職員の体制で人員をしっかりと中之島の中央集権から総合区に割り振って、そして総合区で実行できる仕組みをつくる。そして総合区の中には例えば旧の西淀のエリアでそういった地域をつくる、支所をつくる、当然残るといった形のをやっていくというようなのが基本的に今議論されてる内容です。こういうふうイメージしてもらったらわかりやすいんですけど、今、冒頭言った中之島の市役所にどでかいのがどかんとあります。中央の霞が関と思ってもらってもいいと思います。どかんとあって、24区小さい区役所がいっぱいあるというのが今の大阪市の体制です。僕が考えてるのは、ここの中之島の霞が関のようなどかんとある、職員が集まっている、いわゆる企画立案とか実行部隊とかたくさんいるんですけど、このメンバーをそれぞれ8つやったら8つ、5つやったら5つの総合区にして、落としていく、地域の近くに分権化していくというのが基本的な発想。5区やったら5区、8区やったら8区のエリアの中に西淀も含まれてま

す。例えば淀川が含まれてるかもしれない。でもそこで、今まで中之島の中央でやってきたことをその総合区でできるようにしましょうよというのが基本的な発想なんです。ですので、今おっしゃってるような例えばまさに区政会議を僕らつくって区長も頑張ってるんですけど、そういうのは当然支所という形で残した上で、その総合区で一定権限を決めれるようにしていったほうが、あるいは特別区で決めれるようにしていったほうが、皆さんの身近なところで物事が決めれるんじゃないんですかと、そういう問題提起であり、そういう考え方です。だから合区が必要だというふうに思ってます。

(司会)

それでは次の方、挙手の方をお願いいたします。そしたら右のブロックの前から2番目の方。

(市民)

佃に住んでる〇〇です。

今市長から詳しい話聞きましたけど、要はベースは都構想をベースにしての案が出てると思うんですよね。じゃないですか。

(司会)

それはご質問ということによろしいですか。

(市民)

そういうふうに解釈して話させてもらいます。橋下市長がこの場で口を酸っぱくして説明ありました。大体大まかなことは頭に入ってるんです。ただ、有権者はもっと単純なんですよ。ここにおられる方は皆そうじゃないですけど、私の耳に入るのは、西淀川消えるのは、これは気に食わん。湾岸区は、これは絶対あかんと。橋下市長が偉そうに言うから、嫌いだからだめと。この程度で判断するんです。それで、ここで市長が今話されましたけど、ちょっと話が高等過ぎて完全に理解できない部分はあると思うんです。だからポイント、ポイントだけ、これはこういうふうにやってこれだけのメリットがありますよと。それに対してこれだけのデメリットもあるけど、それは我慢してくださいねと。単純に話されるほうが皆さんも理解できるんじゃないでしょうか。私も橋下市長で大体何回か話聞いてわかりまして、吉村市長からも話聞きまして大分理解できましたけど、まだ細かいことはわからないことあるんです。それともう一つ……

(司会)

すみません、ほかに挙手されてる方がおられますので。

(市民)

ちょっと待って。これが本題なんですわ。公明党が出してますね。公明党と市長とは大体似てると思うんです。公明党の主張とどこが違うかちょっと説明お願いしたいんです。お願いできますでしょうか。

(吉村大阪市長)

公明党さんが考えられてるのは、総合区というのが大都市の制度としてふさわしいんじゃないかと考えてられています。そして一定合区する、すなわち一定合区して総合区をつくるというのがいいんじゃないんですかというのは公明党さんが言われている考え方です。僕自身、市長の考えは何なんですかと言われれば、僕は選挙でも特別区を修正する案をつくらせてほしい、先ほどお父さん都構想と言いましたけれども、それを訴えていますので、特別区というのが適切な制度だろうというふうには思っています。ただ、総合区ということに関していうと、合区して一定の大都市の制度改革をやるよというふうに公明党さん言っていますので、そこは方向性は、総合区についての考え方は近い考え方だと思っています。僕と公明党は。

(市民)

話し合っって落とすところあるんですね。

(吉村大阪市長)

最終的に、総合区については公明党はそういう考え方です。僕は特別区というのがやっぱりいいんじゃないかという考え方していますので、僕が今思っているのは、特別区について今否決されましたのでありませんから、特別区についても一番これはいいよなという案をこれからつくって、総合区についてもこれが一番いいよなというのをこれからつくって、最後は市民の皆さんに判断してもらいたいというのが僕の考え方です。

(司会)

そういたしましたら、これからご意見含めて頂戴したいと思います。もちろん質問のほうもございましたら言っていただいて結構です。意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務とか区の数、あるいは区割りについて重視される点などご意見賜ればというふうに思っております。それでは引き続き挙手の方をお願いいたします。そしたら真ん中のブロックの後ろから2番目の方ですかね。

(市民)

これまでの説明会の議事録とかきょうの説明を聞いて、住民に身近な行政を実現して二重行政を解消する、無駄をなくすために制度を変える必要があるというふうに理解しました。質問ですが、総合区や特別区に制度を変更すれば無駄というのはなくなるんでしょうか。というのも、特別区制度を導入してる東京では第三セクターの倒産が続いてるんですね。負債額300億円以上の主な第三セクターの倒産というのを調べてきたんですが、東京ファッションタウンや東京レポートセンターなど6つの事業が倒産しています。特別区や総合区に移行すればこういう大きなビルとか建物をつくったり無駄な事業をすることというのはなくなるんでしょうか。逆にいうと制度を変えてもそういうものをつくることができるのかというのが質問です。

(吉村大阪市長)

これは大阪の広域の行政についていうと、今私も権限があり、松井知事も権限がある。二重行政の範囲でやってますので、同じようなものをつくるという権限があります。当然財源も必要になりますけれども。そういった今の状況の中であれば、二重に同じようなものをつくって無駄が生じるという可能性は当然あるという形になります。これが一本化すればですね二重に無駄なものが発生するということはなくなると思います。じゃ、でも制度を変えることで、例えば事業の失敗はなくなるのかといえば、それは違うと思ってます。これは最後はやっぱり皆さんが選挙で選んだ市長や、あるいは都知事、東京だって豊洲でいろいろもめてますけれども、そこは事業の失敗の点については、これはその時点での首長の判断であり、議会の判断が失敗すれば、それは失敗は生じると思います。だから制度によってそれは解決されません。これは永久のテーマだと思います。ただ、今の大阪市と大阪府だと二重にそれぞれ権限を持って二重にやれるような状況になってますので、そういった意味で二重の事業の無駄というのは、これは残念ながら生じるような状況にあるから、それはやっぱり解消していく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

(司会)

それでは引き続きご質問、ご意見ある方おられますか。そしたら左の列の前から5番目の方。

(市民)

佃で町会長をやってます〇〇といます。

私は自治体の仕事というのは住民サービスとか住民の福祉とか住民の安全を守る、そういうのが基本的な考えやというふうに思ってます。この資料の16ページの概案の提示の中で検証の観点できめ細かい行政サービスの提供の中では、区数が多いほど地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスの提供が可能になりますと書いてある。これは区数が多いということは地域が狭いということなんですよね。そういうことからすれば、今の西淀川をほかの4つの区と合わせて5つの総合区をつくるとか、8区、11区とかありますけれども、きめ細かい住民サービスをするためには区数が多いほどいいということであれば、私は今の西淀川区のこの24区を維持した上で区長に権限と予算を増やして、それできめ細かい住民サービスをするということのほうがいいんじゃないかと。何で5つや8区や11区にまとめなあかんのかと。そういう点で今の総合区についても批判を持っています。昔大阪市は例えば東淀川区を淀川区と東淀川に分区したんです。住之江区とどこやったかな。東住吉と平野区。きめ細かい住民サービスをするためには、以前にはそういう1つの区を2つに分けてそういうふうに行った経緯もあるわけですね。そういう点からいうたら、私はこういうふうに合区にするんじゃないしに、現在の大阪市24区の中で区長に財政と権限を増やして、その地域でやっぱりきめ細かい住民サービスをしてもらうような、そういうことをお願いしたいと思います。

(吉村大阪市長)

ちょっと前提を説明してたほうが良いと思いますので。確かにここに区数が多いほど地

域の実情に応じたきめ細かい行政サービスの提供が可能になりますと書いてるんですけど、実際にこれを提供するために何が必要かという、組織が必要になるんです。お金を渡すだけじゃできないです。これは組織があって人がいて実行部隊がないと実現はできないんです。今西淀の区役所の組織の人員の体制の中でできる限りの権限とお金を渡すというのは、これはもう今やってます。一番最初冒頭でも説明しましたけどね。これはできるだけ区長に権限を身近なところで持ってもらおうというのが僕らの考え方ですから、それはやってもらってますが、必要になってくるのは組織がないとこれは実行できないという形になるんです。ですので、その組織、人員体制というのをやっぱり強化しないといけない。そのためには、仮に24区のまま、例えばC案という形をとるとするならば、これ大体1,500人から2,000人ぐらい人を増やさないと権限を強化するというのはできません。ですので、お父さんが考えてる権限を強化してくれというのであれば、やっぱりそこは人を増やさないと実際にはできない。じゃ、そのためにどうするかというのを、24区全部でやったらできないから一定のまとまりのところに、中之島の中央にいる人間をそっち側に移していこうというのが総合区の考え方なんです。ですのでそこをやらないと西淀川エリアのことで決めていくということすら、それは組織がないとできないという形になりますから。今のままでいいというのであれば1つの考えですよ。今のままで満足してもう何も変わらなくていいよというのは1つの考え方だと思います。でも、私は市長としてやってて思うのが、もっと身近なところで実行できる仕組みというのをつくったほうがいいだろうというふうに思うんです。予算は今僕に権限持たせてもらってますけど、西淀川区というのは24分の1なんです。でも、これじゃだめなんじゃないのというのが基本的な考え方です。

(松井大阪府知事)

先ほどからいろいろ話ありましてね。小さな自治体ほど、より市民の声が区長なりそういう行政のトップに届くと。おっしゃるとおりなんです。大阪府下では一番小さい自治体って千早赤阪村というのがありまして、村民は5,000人なんです。村長は選挙で選ばれて、村議会議員もいます。ほとんど村長は村民の皆さんとフェース・ツー・フェースというか、名前全部呼べるぐらいです。5,000人ですから。どこの道路が穴あいたとか、どこの水道はちょっと調子悪いとか、どこどこのおじいちゃん、あばあちゃんは何か体調子悪くなったとか、全部村長はわかります。それだけ小さい自治体なので。だから住民の声は届きますけど、財源と人間がないので、声は届くけど行政としてのサービスはできません。要は住民自治を拡充するというのは最後その政策を実現できて初めて拡充ですから。声だけは聞こえるけれども、それだけの組織がなくお金がなかったら、聞いた声に対しての答えは出せないんです。だから吉村市長が言ったようにある一定規模でそれを組織と財源を固めていかないと実際には物事を進めることができませんよと、こういうことです。

(司会)

そしたら真ん中のブロックの一番後ろの方ですかね。

(市民)

佃の〇〇と申します。

今ずっと説明も聞かせていただいたんですけれども、身近な住民サービスということですけれども、先ほどから市長さんも松井知事さんも言われていますけれども、実際やっぱり本当に小さな地域の中で人々の声が聞きたいとか、本当にいろんな声が反映できるんじゃないかなというふうに思っています。私も今区政委員として区の中でいろんなことをさせていただいてるんですけれども、本当に区政委員の方全てがいろんな自分たちの周りの人たちの声を集め、その人たちの声をどう実現していくのかというところ辺で、今言われたみたいな、声は届くけれども、なかなかそれが実現できないというのが現状だと思うんですね。その現状をどうするのかというのが行政の責任ではないかなというふうに思いますので、今の9万少しの西淀川の人口の中で、人たちの声、高齢者の声、障がい者の声、そして子どもたちのさまざまな声が寄せ集められて今区政会議がいろんな形で進められて、西淀川のよりよいまちづくりをしようということで区長さんも一緒に参加していただいて、今いろんな声を反映しようということで自治が進んでいるんじゃないかなと思いますので、24区を本当に守りながら、今松井知事と吉村市長が言われたように、声が届けられたことがどう実現できるのかということ、何か人も財政も含めてどう進められていくのかということと一緒に考えていきたいなというふうに思いますので、私は24行政区、西淀川をなくしたくはありません。

(司会)

ほかにご質問。そしたら右のブロックの前から2列目の方。

(市民)

歌島の〇〇です。

今まで皆さん言われてるんですけれども、要は西淀川区として今回の総合区にしても特別区にしてもなぜ反対かという、まだ区割りができてないので、きょうもご説明がなかったので何とも言えないんですけど、去年の特別区、湾岸区ですね、あれを西淀川区になりますと、先ほど市長が言われた、要は中之島の市役所より身近なところに特別区としていきますよというんですけど、たしかこれ港区ということは、我々西淀川区からいけば中之島に行くほうが早いんですよ。そんな案では身近じゃないし、今中之島のところよりも遠くなるしということで西淀川区の皆さんは反対されたと思うんですよ。だから私としては何も総合区、特別区、これから大阪市というのはどんどん衰退していくと思います。このまま何もなかったら。だから行政側からこういう案をされたというのはとてもいいことだし、私は総論として賛成なんですけど、ここ西淀川区に住んでる人間からいけば、前回の特別区の湾岸区というのは各論反対ということになると思います。だからこれから区分け、区案ですね、総合区と市長言われてるので、それはそれでご提案されたいと思いますけど、やはり西淀川区として今のレベルより下がることは反対します。そういうことですよ。何か身近になってよくなりますよと言うけど、はっきり西淀川区だと悪くなってるんですから、それは我々住民としては反対するしかないということだけははっきり言って、要は区分けについてやはり我々西淀川区の実情を考えた区分けを考えていただきたいというのが私の意見です。以上です。

(吉村大阪市長)

区割りについてこれから議会でも議論していくんですけども、これは大阪市域の市民の皆さんにマイナスになる、あるいはサービスが下がる、だめになるというのは僕は提案しません。これは誰かにとってメリットのある話、例えば特定の業界とか特定の層にとってメリットのある話ではありませんから、大阪の将来を考えたときに、大阪市域にとってメリットがあると思うからこそ提案するわけですので。ですであえて住民サービスが絶対悪くなるというようなものを提案するという理由もないですから。私自身がそうする必要もないですからね。大阪をよくしたいと思ってやっていますので。距離が遠くなるというのは、個別の距離ということではなくて、近くなるというのは、要は決定権とお金が近くなるという意味です。電車に乗って10分こっち延びたやんかとか、こっちのほうが中之島の電車近いねんけどとかそういうのではなくてですね、決定権と財源をやっぱり近くしていこうよと、そういうことです。それから、今西淀川区の区役所自身が何か特別区とか総合区になったらなくなるんじゃないかというふうに、全てがなくなるから怖いというふうに思われているのかもわからないですけど、これは今の西淀川区役所の窓口サービスというのは当然支所という形で残りますのでね。それは名称は区役所やったら区役所でもいいです。ちょっとわかりにくいですけどね。窓口というのはきっちり機能は残るわけですから、そこで何か住民サービスが下がるとか西淀川区がなくなってというものではないというふうに、ちょっとそこだけは説明しておきたいと思います。

(司会)

申しわけありませんが時間がまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思います。そしたら左のブロックの一番後ろの方。

(市民)

姫里の〇〇といます。

ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、まず2点だけちょっとお聞きしたいです。権限を強くするという事で特別区長とかそういうのがありますよね。そしたら、今現在二重行政になってるということですけども、大阪府と特別区で二重行政になることはあり得ないのでしょうか。それがまず1点。それと、地域の実情に応じて行政サービスをやっていくということですけども、例えば西淀川区、港区とかある程度の区が合区しますよね。総合区になります。もしくは特別区になります。そしたら、西淀川区の実情があるんですけども、それを提案しても通らない場合が出てくる場合があるんじゃないかという不安があります。全てそれが通るわけじゃないと思いますけれども、しかしこれは重要なんだと。西淀川区にとって非常に重要なんだと。しかしそれが通らなかつたという場合が出てくる場合があると思うんです。そういう僕は不安を持ってる。まだまだ総合区と特別区についてもっと勉強しなければいけないんですけども、そういった不安があるので、そういったものを解消していただきたい。今ここでは解消できないかもしれませんが、解消できたらお願いしたいなという気がしています。以上です。

(吉村大阪市長)

まず大前提として制度改革というのは何と比較するかなんですけど、今の大阪市制度、大阪府制度と比較してよくなるかよくなるから僕らは判断すべきだと思ってます。大都市制度というのは結局100点満点の制度というのはないんです、これはもう。この制度にしたら100点満点、結果オーライ、万事全てもうまくいくという制度はありません。ただ、今さっき言ったように財源とかいろんな課題がある中でよりよい制度はどういうものなのかというのを探究していく必要があると思ってます。じゃ、比較は何かといたら、今の大阪市制度、大阪府制度と比較してどうなのかということが一番大事。まず特別区にした場合、二重行政、これは新しい大阪府と特別区で二重行政というのは生じないのかといえ、今の大阪市と大阪府と比べれば、これは圧倒的になくなると思います。今の大阪市というのはまさに都道府県と同じ権限を持ち、ほぼ同じようなことを完全にやっているといるような状態ではなくなりますから、今の大阪市と比較すればですね、これは新しい特別区の制度、何区とかまだ決めてないですけどね。そして事務をどのぐらいにするかというのはまだちょっと今案はないですけど。新しい案をこれからつくっていくことにはなりますが。ただ、今の大阪市と比べればこれは圧倒的に二重行政というのはなくなると思います。

それから、西淀川区にとって重要な事項が通らない、それが一番困るよということなんですけど、ほかにとっては重要じゃなくても西淀にとって重要なことが通らない、これが一番困るよということなんですけど、それを通せるようにしてもらいたいということなんですけど、まさにそこが問題意識なんです。今西淀川区にとって本当に重要なことなんですけど、仮に100万円かかることをやってくれという提案があったとする。それは私から見たら24分の1なんです、やっぱりこれは。ほかの区、西淀にとっても重要な課題があるけれども、じゃ、こっち側の平野区にとっても重要なことがありますね。ここは平等にやっぱり見ていかなきゃいけないという話になります。財源は増えませんが。そうやってくると、今のこの仕組みでいくのと比べたときに、西淀川区にとって重要なことを、できるだけ身近なところに財源と権限があるほうが、意見が通りやすくなるというふうに思います。だから今と比較してね。今の制度が何かもう皆さんにとって全てバラ色で意見が通っていると思われるかもしれませんが、そうじゃない。それよりいい制度を探していこうというのが基本的に今私が思っている考え方です。

(松井大阪府知事)

大阪府と新たな特別区長ができたときに二重行政はなくなるのかと。これ今東京都を見ていただいたら、東京都知事と特別区長、世田谷区長とか特別区長いらっしゃいますよね。あそこで、今これだけ小池知事のことです。いろんな東京の話題が全国流れてますけど、東京都知事と特別区長の二重行政という記事を皆さん読まれたとかニュースを聞いたということありますかね。ないんですよ、だから。役割分担できてますから。大きな仕事は東京都知事、身近な医療、福祉、教育は特別区長。こういうふうに役割分担できてるので、二重行政というものは抑えられているということです。特別区長ができ上がれば大阪府知事と特別区長の間で仕事の役割分担しますんで、今の大阪府と大阪市のような二重というようなことは、これはぐっと抑え込めると思います。

(吉村大阪市長)

イメージしてもらいたいですけど、今小池さんが一生懸命いろんな東京の大きな課題について取り組んでおられますが、テレビ見てもわかるんですけど、あそこにもう一人知事みたいなのがおるといのが今の大阪です。例えば大阪の大きな成長をするときって常に、例えば記者会見とかでもそうですけど、皆さんテレビ見られてこう知事と市長がいるじゃないですか。この状態やっぱりちょっとおかしいんじゃないのという問題意識なんです。大きなことを決めるに当たって常に2人セットになってる。同じ方向を向いてますからいろいろ話し合っ決めてますけど、かつてはここはやっぱりばらばらだったわけですよ。今の例えば東京の小池知事の横に舛添東京市長がおるようなもので、そんな状態では、今の大阪がまさにそんな状態だと思ってますので、そういった意味で二重行政を制度として解消するというのであれば、そこは大阪が大都市として成長していこうというのであれば、そこはやっぱり一本化していったほうがいいんじゃないかな。僕は市長やってると思うんですが、やっぱり医療とか教育とか福祉とか、例えば本当に今子どもの貧困とかありますけど、それは本当に大事なことです。例えば広域行政、大きな成長戦略をやってるほうが上とか下とかそんなんじゃないで、本来はそういった住民の皆さんに身近なところを充実させるのが役所の役割だと思うので、そういった意味ではそこを決定権を持ってくるといのはこれからの大阪にとっても大事だと思いますし、成長にとってもそうだし、住民サービスという点から見てもそこは役割分担をちゃんとするというのは大事なことなんじゃないのかなというふうに思ってます。

(司会)

ありがとうございました。時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。なお、お配りした意見用紙でございますけれども、会場出口付近で回収いたしますが、1月31日までは区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見やご感想の方を記入していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はこれをおもちまして意見募集・説明会を終了いたします。寒い中どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席のまわりをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。